

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 山口内科・循環器内科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市竹の久保町11番10号

(3) 設立認可年月日 平成25年 2月15日

(4) 設立登記年月日 平成25年 2月22日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	山口 達之	山口内科・循環器内科 管理者
理事	山口 浩子	
理事	山口 雅之	
監事	山口 達正	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山口内科・循環器内科	長崎県長崎市竹の久保町11番 10号	0床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
/		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
/		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月 22日 令和3年度決算の決定及び令和4年度役員報酬額の改定
令和 5年 7月 27日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

法 法人名 医療法人 山口内科・循環器内科

※医療法人整理番号

所 所在地 長崎県長崎市竹の久保町11番10号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I. 流 動 資 産	72,154	I 流 動 負 債	2,765
II 固 定 資 産	16,541	II 固 定 負 債	6,624
1 有 形 固 定 資 産	5,142	負 債 合 計	9,389
2 無 形 固 定 資 産	3,353	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	8,046	科 目	金 額
		I 基 金	22,500
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	56,806
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	79,306
資 産 合 計	88,695	負 債 ・ 純 資 産 合 計	88,695

法人名 医療法人 山口内科・循環器内科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市竹の久保町11番10号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	90,340
2 事業費用	76,510
本来業務事業利益	13,830
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,830
II 事業外収益	941
III 事業外費用	0
経常利益	14,771
IV 特別利益	72
V 特別損失	429
税引前当期純利益	14,414
法人税等	2,397
当期純利益	12,017

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 山口内科・循環器内科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市竹の久保町11番10号

財 産 目 録

(令和 5年 7月31日現在)

1. 資 産 額	88,695 千円
2. 負 債 額	9,389 千円
3. 純 資 産 額	79,306 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	72,154
B 固 定 資 産	16,541
C 資 産 合 計 (A+B)	88,695
D 負 債 合 計	9,389
E 純 資 産 (C-D)	79,306

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山口内科・循環器内科

理事長 山口 達之 殿

私は、医療法人 山口内科・循環器内科 の令和4年会計年度（令和4年 8月 1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事会等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実
は認められません。

令和 5年 9月 21日

医療法人 山口内科・循環器内科

監事 山口 達正